

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 5 月 24 日（水）、第 16 回の委員会が開かれました。

- 1 新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第 210 回国会閣法第 6 号）
  - ・加藤厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取しました。
  - ・伊佐厚生労働副大臣、里見経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。（質疑者）勝目康君（自民）、古屋範子君（公明）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 勝目康君（自民）

- （1） 旅館業に対する支援関係
  - ア 人材確保を含む旅館業の収益確保に向けた観光庁としての支援策
  - イ 旅館業営業者の過剰債務の問題に対処するための政府系金融機関による支援策
- （2） 旅館業法等改正案関係
  - ア 新型コロナウイルス感染症のケースを当てはめた場合における「特定感染症が国内で発生している期間」の始期及び終期並びに全ての旅館に対して「特定感染症が国内で発生している期間」を周知する仕組み
  - イ 宿泊拒否事由に該当するかどうかを旅館業の営業者が判断するに当たっての基準を示すガイドライン等を作成する意向の有無並びに当該ガイドラインの法的位置付け及び想定される内容

## 古屋範子君（公明）

- （1） 本法律案の背景及び意義、早期成立の必要性並びに新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行が本法律案に与える影響
- （2） 不適切な宿泊拒否を防止するためのガイドラインの策定、宿泊拒否事由の説明及び宿泊拒否の記録の保存等の取組を徹底する必要性
- （3） 現行の旅館業法第 5 条第 1 項第 1 号の「伝染性の疾病」として想定されるはしか及びノロウイルスの改正後の取扱い
- （4） 改正後の旅館業法第 5 条第 1 項第 4 号のカスタマーハラスメント対策としての宿泊拒否事由の適切な解釈及び運用のための厚生労働省からの説明